平成２９年（フ）第８３号
横浜市南区白妙町３丁目34番地18　パーク・ノヴァ横浜阪東橋弐番館606号
債務者　細谷　　勝
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６１号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東３丁目24番２－１号
債務者　遊佐　芳胤（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４５号
横浜市瀬谷区相沢１丁目18番地４
債務者　坂本聖希斗
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７８号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町190番地１　グランドメゾン保土ケ谷ヒルズ717号
債務者　豊川　洋太
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８１号
神奈川県高座郡寒川町宮山1279番地10
債務者　中舘　　隆
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８２号
横浜市港南区野庭町604番地　野庭団地１棟153号
債務者　宮田　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第１５号
宮城県塩竈市新浜町２－２－47　２階、住民票上の住所岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の239
破産者　田口　正則
主文　当裁判所が平成29年３月２日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「宮城県塩竈市新浜町27―47、住民票上の住所岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の239」とあるのを「宮城県塩竈市新浜町２－２－47　２階、住民票上の住所岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の239」と更正する。
平成29年３月15日
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３２３４号
大阪市住吉区長居東３丁目14番６号　第二翡翠苑303号
破産者　西あゆみこと　古賀美由紀（旧姓樋口・幾竹）
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第５０３号
神戸市中央区元町通２丁目７番11号
破産者　株式会社一九宝飾
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
和歌山市西浜1660番地の135
破産者　芝武木材株式会社
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２５号
横浜市緑区北八朔町1313番地
破産者　株式会社オリエント工房
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０６０号
横浜市磯子区汐見台１丁目６－１－1609－210
破産者　株式会社リタトレーディング
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７号
長崎県佐世保市吉井町直谷1300番地12、開始決定時の住所長崎県北松浦郡佐々町本田原免221番地
破産者　山内　俊雄
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１３０５号
札幌市中央区宮の森３条１丁目４番20―302号
破産者　森川　正稔
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７２号
静岡市駿河区手越原107番地の10　メトロポリタン石上Ｂ201、開始決定時の住所静岡市駿河区手越原88番地の４
破産者　鷲巣　　寿
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６４号
神戸市灘区篠原台12番14―２号、従前の住所神戸市灘区深田町２丁目６番12号
破産者　荻野商店こと　荻野佐代子
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部